

策 定	平成14年 3 月
変 更	平成16年 3 月
変 更	平成18年10月
変 更	平成19年 5 月
変 更	平成22年 6 月

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

平成 2 2 年 6 月

富山県小矢部市

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	3
第3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	9
第4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	10
	1. 利用権設定等促進事業に関する事項	10
	2. 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項	17
	3. 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	17
	4. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	17
	5. 農業協同組合行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項	20
	6. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する 事項	21
	7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	21
第5	農地利用集積円滑化事業に関する事項	23
	1. 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	23
	2. 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の 基準	23
	3. その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	23
第6	その他	27
別紙1	(第4の1(1)⑥関係)	28
別紙2	(第4の1(2)関係)	29

第1 農業経営基盤の強化の促進に 関する目標

1. 農業経営基盤をめぐる現状

本市は、富山県の西端に位置し、小矢部川、庄川の二大河川の流域にある。地形的には、東部から中央部にかけて平野部で占められ、北部から西部・南部にかけて円を描くように丘陵地帯となっており、平野部は砺波平野の一角を占める水稻の穀倉地帯である。

市の面積134.11km²のうち約35km²が水田で、ほ場整備率は中山間地域の一部以外はほぼ100%に達している。中核農家や集落営農組織の育成に伴い、農地の流動化も年々着実に伸びており、平成21年度末で面積は1,155.8ha、農地流動化率は34.0%となっている。

平成21年度末で人口は32,539人、9,833世帯と、人口は昭和61年をピークに緩やかながら減少傾向にある。平成17年の農林業センサスでは、総農家数1,757世帯、農業従事者数4,734人となっており、兼業農家の増加や農業従事者の高齢化が進んでおり、今後の農業の担い手不足が顕著化しつつある。農業粗生産額は、米が全体の57.1%を占めており、米の作況や生産者米価の動向が農業を左右する状況となっている。近年では、多様な用途の米づくりや循環型の農業の実践の観点から試験的に飼料用米が、また地域振興作物としてハトムギが積極的に生産されているところが特徴的である。次いで畜産や鶏卵が横這いに推移している。

最近では、花卉が順調に伸びているものの、輸入の増加による価格の低下や肥料・燃油の高騰により厳しい環境にある。農家1戸当たりの農業所得は全国的にも高い水準にあるが農業所得の農家所得に占める割合（農業依存度）が低く、農外所得に依存した農家経済となっている。

また、平成23年度から本格的に実施される農業戸別所得補償対策などにより、農業をめぐる情勢が大きく変化するなかで、「小矢部市農業農村基本計画」を基本に、認定農業者や特定農業団体など効率的かつ安定的な経営を行う担い手の育成を強力に進め、これら担い手が地域農業の相当部分を担うような農業構造を確立することを基本方向の一つに掲げ、農業・農村に関する施策を展開する。

2. 農業経営基盤の強化をめぐる課題

このような現状の中で、今後、本市の農業経営基盤の強化を図っていくためには、次の点に留意する必要がある。

第1に、担い手として経営の視点を重視し、個別経営や法人経営、集落や地域を基盤とした協業経営をはじめとした生産組織など効率的かつ安定的経営体の育成を基本に、効率的かつ安定的経営体と兼業農家の役割分担を明確にしながらそれぞれの経営体が役割を發揮できる営農体制を確立し、本市農業の体質強化を図る必要がある。

第2に、後継者難を背景とした農業従事者の高齢化は、農業構造の脆弱化や地域社会の活力低

下を招く恐れがあり、企業の経営感覚を持った中核農家の育成、明日の小矢部の農業を担う後継者確保、女性農業者の農業経営の担い手としての資質の向上、更には高齢者が積極的に役割を發揮できる農業環境の整備を行なう必要がある。

第3に、“散居村”による緑豊かな景観と自然環境を維持しながら、高生産性農業を実現するために、無秩序な農地のかい廃を抑制するとともに、面的な広がりをもった集団的な優良農地を確保する必要がある。

第4に、消費者志向が多様化する中で、生産から流通に至るまでのコストの低減や効率化の徹底とともに、高品質な農産物を生産販売し、県内外への販売戦略に重点を置きながら、生産工程からこだわのおやべ産米のブランド確立と合わせ、特産物の開発を支援するなど高付加価値農業を展開していく必要がある。

第5に、自然環境の維持、国土保全など、私たちの住んでいる農業農村は、人間の生態系を維持していくためにも重要な役割を担っており、その保持のためにも私たちが農業農村の活性化を推進していく必要がある。

3. 農業経営基盤の強化を促進するための取り組み方向

このような現状と課題に対応し、県の基本方針に沿って、本市農業を今後とも本市の基幹的産業として振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に展開していくことが重要となっている。

このため、認定農業者や特定農業団体などの経営体を効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手として位置付け、これらの担い手が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の平成27年における目標を明らかにする。その目標に向けて又は組織経営体等の経営体に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、本市農業の健全な発展を図るものとする。

本市において、目標とすべき農業経営としては、常時従事者の年間総労働時間が他産業従事者と均衡する2,000時間程度の水準の達成を図りつつ、地域他産業従事者と遜色のない年間農業所得（主たる従事者一人あたり概ね450万円）を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

この目標を達成するため、地域における話し合いを基本に、土地利用型農業については、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業、農地保有合理化事業及び農地利用集積円滑化事業などの積極的な活用により、利用権の設定等の促進及び農作業受委託の積極的な促進を図り、認定農業者等の規模拡大を推進するとともに、地域及び営農の実態等に応じた集落営農組織などの生産組織を育成する。また、畜産、園芸などの集約的農業経営の展開を図るため、高収益作物の導入及びその産地形成等を推進する。

これらの経営については、その経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては、法人化等への誘導、特定農業法人や特定農業団体への位置付けを図る。なお、これらの経

営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢者農家、土地持ち非農家との間で地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にし、相互にメリットを享受できるよう、連携協力していくことを通じて健全なコミュニケーションの発展を図る。

生産性の向上を図るため、ほ場の大区画化を図るとともに、水利施設、農道の整備と適切な維持管理に努めるほか、農地の集団化と汎用化を進める。また、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農地の連担化を図る。

地域農業の活性化を図るには、農業者自身の意志と行動が基本であり、農業者自らが課題克服による低コスト化、高付加価値化など個別経営の体質改善を目指し、さらに、個々の経営合理化の制約を地域ぐるみの共同の力で補うため、地域における話し合いを通じて、中核農家、地域リーダーによる、集落営農組織を主体とした生産体制づくりと農業担い手の確保・育成を行うなど、農業者が主体的に地域農業へ参画できる体制を構築する。そこで、関係機関と調整を行う体制として、「小矢部市担い手育成総合支援協議会」を設置し、総合的な担い手育成対策を実施する。

今後厳しい農業情勢の変化に的確に対応するため、消費動向の把握や営農技術をはじめとする情報の受発信体制の整備を進める。また、「活力ある農業交流」を主題に、消費者と農業者とのコミュニケーションの活性化を図る。更に、農業関係機関と農業者との連携による集落機能を生かした農業体制の構築を図るなど、自然豊かな魅力ある郷土づくりに取り組んでいくこととする。

さらに、近年の担い手農家や生産組織の広域的活動や農業協同組合の広域合併等、市町村を超えた広域的な農業生産及び団体組織活動に対応し、支援できるよう近隣市町村及び諸団体との連携を強化する。なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践計画の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の姿として、主要な営農類型を示すと以下のとおりである。

1 農業経営の発展指標

[認定農業者：家族経営]

経営形態	営農類型	経営規模	生産方法
認定農業者 (家族経営)	主穀作	経営面積 20.0ha 作付面積等 水 稲 14.4ha (うち移植 65%、直播 35%) 大 麦 4.9ha 大 豆 2.4ha	資本装備 農作業舎 1棟 育苗ハウス 3棟 トラクター 33PS 1台 高速側条施肥田植機 6条 1台 湛水土中直播機 1/2台 自脱型コンバイン 5条 1台
	園 芸 (施設野菜)	経営面積 7.5ha 作付面積 半促成トマト 30a 抑制きゅうり 30a こまつな 15a 水稲 5.0ha 大豆(委託)	資本装備 農作業舎 1棟 鉄骨ハウス 1棟 トラクター 28PS 1台 暖房機 2台 管理機 1機
	園 芸 (施設花き)	代表例：バラ 経営面積 5,000 m ²	資本装備 硬質ビニルハウス 4棟 二重被覆 2軸2層 ロックウールシステム 4台 暖房機 8台 作業場兼選花場 1棟 保冷库 1台
	園 芸 (キク切り花)	経営面積 10.0ha 作付面積 夏ギク(露地) 30a 夏秋ギク(露地)40a 秋ギク(露地) 20a 秋菊電照抑制(ハウス) 10a 水稲 7.0ha 大麦(期間借地)1.8ha	資本装備 農 舎 1棟 耐雪ハウス(電照・加温)5棟 暖房機 12台 マルチスプレヤー 1台 保冷库 1台 作業場 1棟 トラクター 32PS 1台

経営形態	営農類型	経営規模	生産方法
認定農業者 (家族経営)	園芸 (苗物+鉢花)	代表例： 花苗類+春野菜苗+鉢花 経営面積 4,000 m ²	資本装備 パイプハウス 13棟 暖房機 12台 蒸気式消毒機 1機 育苗ベンチ 22台 鉢花用移動ベンチ 4基 作業場 1棟
	畜産 (酪農)	飼育頭数 酪農45頭	資本装備 牛舎 1棟 堆肥舎 1棟 パイプラインミルクカー 一式 バルククーラー 一式 フロントローダー 1台 飼料関連機械 一式

[認定農業者：法人経営]

経営形態	営農類型	経営規模	生産方法
認定農業者 (法人経営)	主穀作	経営面積 25ha 作付面積 水稲 16ha (うち早生移植 12.5%、コシカリ移植 50%、同直播 37.5%) 大麦 4.0ha 大豆 9.0ha	資本装備 農作業舎 1棟 育苗ハウス 3棟 トラクター 33PS、43PS 各1台 高速側条施肥田植機 8条 1台 湛水土中直播機 8条 1/2台 自脱型コンバイン 5条 1台 大豆コンバイン 2条 1台
	主穀作	経営面積 35ha 作付面積 水稲 15ha (うち早生移植 13%、コシカリ移植 47%、同直播 40%) 大麦 10.0ha 大豆 20.0ha	資本装備 農作業舎 1棟 育苗ハウス 4棟 トラクター 43PS 2台 高速側条施肥田植機 8条 1台 湛水土中直播機 8条 1/2台 自脱型コンバイン 6条 1台 大豆コンバイン 2条 2台

経営形態	営農類型	経営規模	生産方法
認定農業者 (法人経営)	主穀作＋農 産加工	経営面積 28ha 作付面積等 水 稲 18ha (うち早生7 ha、コシカリ移植 8ha、新大正糯3ha) 大 麦 5 ha 大 豆 10ha 農産加工(もち・赤飯) 132俵	資本装備 農作業舎 1棟 加工施設 1棟 育苗ハウス 5棟 トラクタ43PS1台、33PS1台 高速側条施肥田植機6条1台 水稲直播は種機 8条 1/2台 自脱型コンバイン5条1台 大豆コンバイン2条 1台
	畜 産 (養 豚)	飼育頭数 繁殖豚 400頭	資本装備 繁殖畜舎 4棟 肥育畜舎 4棟 堆肥舎 1棟 浄化处理装置 1基
	畜 産 (採卵鶏)	常時飼養羽数 成 鶏 181千羽	資本装備 成鶏舎 8棟 鶏糞処理舎 4棟 集卵舎 2棟 自動集卵システム 一式 自動給餌機 一式
	主穀作	経営面積 90ha 作付面積 水 稲 65ha (うち早生移植 31%、コシカリ移植 54%同直播 15%) 大 麦 25ha 大 豆 18ha	資本装備 農作業舎 1棟 育苗ハウス 17棟 トラクター 50PS 2台 " 37PS 4台 高速側条施肥田植機8条1台 " 6条 2台 水稲直播機兼田植機 6条 1台 自脱型コンバイン4条 2台 自脱型コンバイン5条2台 大豆コンバイン2条 2台

[特定農業団体 (集落営農)]

経営形態	営農類型	経営規模	生産方法
特定農業団体 (集落営農)	主穀作 (集落協業組織・ 特定農業団体)	経営面積 30ha 作付面積 水 稲 22.7ha (うち移植 70%、直播 30%) 大 麦 7.3ha 大 豆 7.3ha	資本装備 農作業舎 1棟 育苗ハウス 4棟 トラクター 33PS 2台 高速側条施肥田植機 8条 1台 水稲直播機 6条 1台 自脱型コンバイン 4条、5条 各1台 大豆コンバイン 2条 1台 他
	主穀作 (集落協業組織・ 特定農業団体)	経営面積 20ha 作付面積 水 稲 15.1ha (うち移植 70%、直播 30%) 大 麦 4.9ha 大 豆 4.9ha	資本装備 農作業舎 1棟 育苗ハウス 4棟 トラクター 33PS 2台 高速側条施肥田植機 8条 1台 水稲直播機 6条 1台 自脱型コンバイン 5条 1台 大豆コンバイン 2条 1台 他
	主穀作 (中核主導)	経営面積 30ha 作付面積 水 稲 22.7ha (うち移植 70%、直播 30%) 大 麦 7.3ha 大 豆 7.3ha	資本装備 農作業舎 1棟 育苗ハウス 4棟 トラクター 33PS 2台 高速側条施肥田植機 8条 1台 水稲直播は種機 6条 1台 自脱型コンバイン 4条、5条 各1台 大豆コンバイン 2条 1台 他

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

営農類型		経営管理の方法	農業従事の態様等
認定農業者	家族経営	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営改善計画に基づく経営計画の確実な実施 ・複式簿記記帳による経営管理の実証 ・経営管理研修への積極的な参加 ・青色申告の実施 ・集落内の土地利用調整を基本とした借地による経営規模の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用者の確保による農繁期の加重労働の防止 ・必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設整備の充実等による作業の快適化
	法人経営	<ul style="list-style-type: none"> ・経営理念や目標に基づく農業経営改善計画の作成と、複式簿記による財務管理の実施 ・高度な経営者能力による経営外部からの資源調達と確実な経営計画の実施 ・労務管理の充実と雇用労働の確保 ・地域からの信頼に基づく農地の連担化・集団化と経営規模の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制、休日制の導入 ・社会保険への加入による従事者の福利厚生の実施 ・臨時雇用者の確保による農繁期の加重労働の防止 ・高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施 ・必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設整備の充実等による作業の快適化
特定農業団体	集落営農	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による財務管理 ・リーダーを中心に法人化に向けた組織運営管理 ・経営管理研修への積極的な参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・専従者を中心とした作業従事体系の確立 ・高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施 ・必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設整備の充実等による作業の快適化

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア目標	備 考
70%	

農用地の面的集積については、農用地の効率的な利用を促進するため、農地利用集積円滑化事業を活用し、認定農業者等の担い手に対する農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。

○優れた技術力や経営者マインドを有した認定農業者の育成目標

認定農業者の育成数（経営体数）	備 考
64	

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する目標

本市は、富山県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、自ら農業経営の改善を計画的に進めようとする認定農業者を育成するため、農業経営改善計画認定制度の普及を促進するとともに、認定農業者の経営改善の取り組みに対し、重点的な支援を行うこととする。

なお、認定後の経営改善に向けた取り組みを促進する観点から、認定農業者に対する指導、助言等適切なフォローアップと、農業経営改善計画の期間を終了する農業者に対する新たな計画の作成の支援・指導を促進する。

女性農業者や農業後継者が家族経営において実質的に共同経営者としての役割を担っている経営については、農業経営改善計画の共同申請により、共同経営者としての地位・責任の明確化や経営者としての自覚、経営に対する意識の向上を図り、それらを通じた経営改善への取り組みを促進する。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地保有合理化事業の実施を促進する事業
- ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第18条第2項第6号に定める賃借権又は使用賃借による権利の設定を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められな

い者を除く。)又は農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。)が利用権設定等を受けた後において備えるべき要件は次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア.農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農業生産法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア)耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ)耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ)その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ)その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいること。

(オ)所有権の移転を受ける場合は、上記から(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農用地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ.混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ.農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適切な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件)を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会、同法第11条の31第1項第1号に規定する農業経営を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会、法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人、法第4条第3項第1号に規定する農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が該事業又は業務の実施に関して定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

なお、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成17年法律第86号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等役職者であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいい、その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を本市に提出すること。

- ⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤までに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を併せて行う農業生産法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

（2）利用権設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の運用について」平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。）別記様式第3号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認

めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア. 当該開発事業の実施が確実であること。

イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 本市は、法第6条の規定による基本構想（以下「基本構想」という。）の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。

② 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③ 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 本市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときには、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定める旨を申し出ることができる。

④ 本市の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地利用集積円滑化団体がその事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、利用権設定等促進事業の活用が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るも

のとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区又は農地利用集積円滑化団体からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定(その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農業生産法人、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。)である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決算の方法)
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持ち分を含む。)その支払(持ち分の付与を含む)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑦ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書を参考資料(法人である場合には定款の写しを含む。)を添付

して市長に提出する旨

ア ①に規定する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ ①に規定する者が行う耕作又は養蓄の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響

オ 地域の農業における他の農業者との役割分担

カ ①に規定する者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち、耕作又は養蓄の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養蓄の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

⑧ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

イ 原状回復の費用の負担者

ウ 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置

エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め

オ その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑨ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項

⑩ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑨までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定める

ところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けたものは、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施に拠る利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本市は、法第19条の公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、以下のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告できるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養蓄の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事していないと認めるとき

② 本市は、以下のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき

イ ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき

③ 本市は、②の取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち法第18条第2項第6号に規定する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本市の掲示板への掲示により公告する。

④ ③の公告があったときは、②の取消しに係る賃借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等（法第4条第2項に規定する農用地保有合理化事業、同条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業の実施等）の働きかけ等を行う。

2. 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 本市は、県下一円を区域として農地保有合理化事業を行う社団法人富山県農林水産公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 本市、農業委員会、農協及び農地利用集積円滑化団体は、農地保有合理化法人が中間保有・再配分機能を生かした農地保有合理化事業を促進するため、農地保有合理化法人に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3. 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

本市は、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進める合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行う。

また、本市、農業委員会及び農協は、農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者から委任を受けて農地の貸し付け等を行う農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供や事業の協力等を行うものとする。

4. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる

区域の基準その他農用地利用改善事業実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

地域において、育成すべき担い手として合意された経営体への農地・農作業の利用集積を進めるため、農用地利用改善団体の活動を助長するとともに、農用地利用改善団体の設立が遅れている地域を中心に農用地利用改善団体の設立を推進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外できるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあつては、農業生産法人、集落営農組織等関係者の合意のもとに、特定農用地利用規程の作成・承認を進め、地区内農用地の受け手となる経営体として特定農業法人及び特定農業団体の育成を図る。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 農用地利用改善事業の実施区域

ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ. その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ. (4)①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨および当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて

農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善事業の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努

める。

- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興センター、農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、小矢部市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。
- ③ 特定農業団体の育成にあたっては、認定農業者等の担い手と特定農業団体との間で農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないよう地域における話し合い活動の中で十分な調整が行われるよう関係者を指導する。

5. 農業協同組合が行う農作業の委託あっせんの促進

その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成

及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参加し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 農業生産体制の整備を進めるため、農業生産総合対策事業や経営構造対策事業等により、効率的かつ安定的な農業経営をめざすものが、経営発展を図っていくうえでの条件整備を行う。
- ② 経営構造対策事業の取り組みを始めとして、農村の活性化を図り、農村の健全的な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ③ 農業生産基盤整備事業や農村整備事業、農地等保全管理事業等により定住条件の整備を行い、農業の担い手確保に努める。
- ④ 地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作等を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通して農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- ⑤ 地域の農業振興に関する施策を行うに当たっては、農業・農村振興に関する事業導入計画（アクションプログラム）を策定するなど、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農林振興センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討することともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の

指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用集積の協力を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、小矢部市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1. 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

本市において農地利用集積円滑化事業を行う者は、地域における認定農業者等担い手の現状、農地事情などに精通した要員を有しており、農地利用集積円滑化事業を適確かつ迅速に実施できる者とする。

なお、本市は農地利用集積円滑化事業の実施状況を把握するため、農地利用集積円滑化事業を行う者に対し、毎年度、前年度の事業実績及び当該年度の事業実施計画について報告を求めるものとする。

2. 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を実施する区域は、本市全域とする。

なお、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。

3. その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業を行おうとする者は、農地利用集積円滑化事業規程において以下の事項のうち事業実施に必要な事項を定めなければならない。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項

イ 農用地等の所有者の委任に係る農用地等の保全のための管理を行う事業に関する事項

ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体、社団法人富山県農林水産公社、富山県農業会議、農業委員会等との連携に関する事項
- ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業による農用地等の集積の相手方

農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業において農用地等の貸付け等を行う相手方については、認定農業者等に優先して行うものとする。

(3) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

農地利用集積円滑化団体が(1)の①により農用地等の所有者から委任を受け、その者を代理して行うことができる事務については、次に掲げるものとする。

- ① 農用地等の貸付け等の相手方の選定
- ② 農用地等の貸付け等の相手方との貸付け等に関する条件の協議及び調整
- ③ 農用地等の貸付け等の相手方との貸付け等の契約の締結、変更、更新及び解除、農地法第3条第1項の許可の申請並びに法第18条第1項に規定する農用地利用集積計画の同意
- ④ その他農地所有者代理事業の円滑な実施のために必要な事項

なお、農地所有者代理事業を実施するに当たっては、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、当該委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定しないこと。

また、委任事務の範囲は上記事項を基本とするが、詳細については農地所有者と農地利用集積円滑化団体との間で締結する利用権設定等委任契約にて取り決めること。

(4) 農地売買等事業における農用地等の買入れ及び売渡しの価格設定の基準

農地利用集積円滑化団体が(1)の②により農用地等の買入れ及び売渡しを行う場合の買入価格及び売渡価格については、次に掲げる方法により定めるものとする。

- ① 農用地等の買入価格は、土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(転用するために農用地を売却した者が、その農用地に代わるべき農用地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価格に比準して算定される額を基礎とし、その土地の生産力等を勘案した上で定める。
- ② 農用地等の売渡価格は、原則としてその取得価格に当該農用地等に係る本事業の経費を加えた額(当該農用地等につき土地改良事業が行われた場合には、当該事業に要した経費のうち農地利用集積円滑化団体が負担した額を加えた額)を基準とし、当該農用地等につき①により算定される額を勘案して定める。
- ③ 農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定める。

(5) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

- ① 農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、県、本市、農

業委員会、他の農地利用集積円滑化団体、社団法人富山県農林水産公社、富山県農業会議、富山県農業協同組合中央会、農業協同組合、土地改良区、農林振興センター、株式会社日本政策金融公庫及び小矢部市担い手育成総合支援協議会等の関係機関等と十分に連絡及び調整を図るものとする。

- ② 農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、社団法人富山県農林水産公社が行う農地保有合理化事業、本市が行う農業経営基盤強化促進事業その他農地流動化等のための施策と連携して行うものとする。

(6) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

本市は、農地利用集積円滑化事業規程を承認するに当たっては、農地利用集積円滑化事業を行おうとする者の人的構成、財政基盤等の状況を踏まえ、法令の基準に照らして判断する。

なお、複数の者から承認の申請があった場合には、書面による審査のほかに申請者から農地利用集積円滑化事業の実施方針等を聴き取って判断する。

- ① 本市に農地利用集積円滑化事業規程の承認を申請する際には、次に掲げる書面を提出しなければならない。

ア 農地利用集積円滑化事業規程

イ 法第4条第3項第1号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人にあつては、定款

ウ 法第4条第3項第2号に掲げる者にあつては、定款又は規約

- ② 本市は、次に掲げる基準をすべて満たす場合に農地利用集積円滑化事業規程を承認する。

ア 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、基本構想に適合するものであること。

イ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、法第12条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。

オ 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されているものであること。

カ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有していること。

キ エからカまでに掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること

ク 農地利用集積円滑化事業を行おうとする者が、農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、富山県農業会議、農業委員会等との適切な連携が図られると認められるものであること。

ケ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農

地売買等事業を実施する場合における農業用施設が次に掲げるものと定められていること。

- (ア) 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設
- (イ) 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設
- (ウ) たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設
- (エ) 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

コ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、ケの（ア）から（エ）までに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものと定められていること。

- ③ 本市が農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について承認をしようとする場合には、あらかじめ、農業委員会の決定を経る。
- ④ 本市は、農地利用集積円滑化事業規程の承認を行った場合は、遅延なく、その旨並びに当該承認に係る事業の種類及び事業実施地域を本市の掲示板への掲示により公告する。

なお、承認の申請を行った農地利用集積円滑化団体に対して次に掲げる事項を記載した承認書を交付する。

- ア 農地利用集積円滑化事業を行う者の名称及び住所
- イ 農地利用集積円滑化事業の実施地域
- ウ 農地利用集積円滑化事業の種類
- エ その他必要な事項

- ⑤ 農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認については②から④までを準用し、廃止の承認については③及び④を準用する。

(7) 農地利用集積円滑化団体からの報告徴収等

- ① 本市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関して必要な報告を求める。
- ② 農地利用集積円滑化団体から報告徴収した内容が次に掲げる事項に該当するなど、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認められる場合は、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命じる。
 - ア 農地利用集積円滑化団体としての事業活動が停滞している場合
 - イ 事業年度を通じて事業の実績が極めて少ない場合
 - ウ 正当な理由なく農用地等の所有者からの委任の申込みに応じない場合、農用地の買入価格又は売渡価格が不当に高い場合、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が希望するにもかかわらず貸付け等に応じない場合等、農地利用集積円滑化事業規程に則して事業を実施していないと認められる場合
 - エ その他農地利用集積円滑化事業の実施を通じて農業経営基盤の強化を図っていくこと

ができないと認められる場合

(8) 農地利用集積円滑化事業規程の承認の取消し

本市は、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には農地利用集積円滑化事業規程の承認を取り消す。

- ① 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人等でなくなったとき。
- ② (7)の①による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ③ (7)の②による命令に違反したとき。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1. この基本構想は、平成14年3月31日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成16年3月23日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成18年10月27日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成19年5月31日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

別 紙 1 （第 4 の 1 の (1) の ⑥ 関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……………法第18条第3項第2号イ及びハに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……………その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……………その土地を効率的に利用することができることと認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……………その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……………その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2 (第4の1の(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年又は6年又は10年(農業者年金制度関連の場合は原則として10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年又は6年又は10年とすることが相当でないと認められる場合その他特別の事情があると認められるには3年又は6年又は10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 存続期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中継において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わない時は、当事者の双方の申出に基づき本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②借賃の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 作物等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは、「委託者（損失がある場合には、受託者とする。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者がその農地に代えるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事業の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農業生産法人の取締役又は理事は所要の手続きを経て設立又は変更の登記を行うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>